

【都市産業活性化ビジョン（P64抜粋）】

3

富士見市産業振興基金の活用

本市では、産業の各分野における成長、雇用機会の拡大が期待される産業の創出や誘致、賑わいづくりに資する産業の振興、育成を目的とした事業など、産業の振興に資するための財源として、「富士見市産業振興基金条例(平成29年3月14日条例第15号)」に基づき、産業振興基金を設置しています。

本ビジョンで新たに取り組む施策などを中心として、産業振興基金を有効に活用し、地域経済の活性化と市民生活の向上を目指します。

【富士見市産業振興基金条例】

産業振興基金は、農業・商業・工業等の市内産業の各分野を振興する施策を実施し、更なる地域経済の活性化と市民生活の向上を目指すため、必要な財源を確保することを目的に条例を制定

○産業振興基金条例（抜粋）

（設置） 第1条 産業の振興に関する施策の推進に必要な経費の財源に充てるため、富士見市産業振興基金を設置する。

【現在の基金活用（充当）事業】

これまでの活用（充当）事業は、外部意見を聞くことが望ましいとの観点から産業振興審議会へ参考意見を求めている。審議会意見を踏まえ、活用（充当）事業を市が決定。

→現在の活用（充当）事業のほか、都市産業活性化ビジョンに基づく新たな事業へ活用する場合、基金残高に不足が生じる可能性があるため、活用（充当）事業の整理が必要。

【今後の基金活用（充当）事業の整理（案）】

○都市産業活性化ビジョンに基づき、新たに取り組む事業を中心に活用（充当）事業とする。※農業分野（農業振興課）についても同様の考え方で整理

○活用（充当）事業として一定期間（原則5年間）を経過した事業は、事業継続の可否を検証し、必要な事業は一般財源にて継続する。

令和7・8年度 充当事業	令和9年度 充当事業（案）
中小企業チャレンジ支援事業（H30～）	
新規創業者支援利子補給（H30～）	※事業検証を踏まえ、一般財源により事業継続
経営・創業相談事業（R3～）	
地域商工業イベントスタート支援事業（R5～）	地域商工業イベントスタート支援事業（～R9）
特産品販売促進支援事業（R5～）	特産品販売促進支援事業（～R9）
認定農業者等チャレンジ支援事業（H30～）	※事業検証を踏まえ、一般財源により継続実施
農業経営改善支援事業（R4～）	
農業用機械購入支援事業（R5～）	農業用機械購入支援事業（～R9）
水稻直播栽培支援事業（R5～）	水稻直播栽培支援事業（～R9）
	○新規事業や、社会情勢の変化等による緊急対応事業を想定

→新規事業を中心とすることにより、新たな支援施策や基金の役割など、市の産業振興に係る取組をPRできる。これらを通じて、「事業者が安心して事業経営ができる、新たなチャレンジの契機となる」など、事業の好循環に繋げていくことが期待できる。